

会報かごしま

第 68 号
平成 17 年 9 月号



伊能忠敬大図展（鹿児島アリーナにて）

鹿児島県土地家屋調査士会

会報 9 月号の見本です。本編は会員のページに掲載してあります。

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職 責)

法第2条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

土地家屋調査士の義務

(研 修)

第25条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

土地家屋調査士法施行規則

(業務の範囲)

第24条 法第29条の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務
- (2) 土地の境界の資料及び境界標を管理する業務
- (3) 調査士又は調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
- (4) 法第3条各号及び前3号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

鹿児島県土地家屋調査士会会則

(業務の取扱い)

第92条 会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達及び本会の制定する要領等に準拠し、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。

2 会員は、業務の適正な処理を図るため、相互に資料の提供等について必要な協力をするよう努めるものとする。

3 会員は、業務を受託するに当たっては、依頼者にその業務内容及び報酬等を十分説明し、契約書を作成するなどして、紛争が生じることのないよう努めなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

(研修の受講)

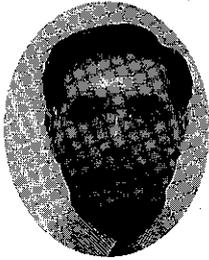
会則第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

ごあいさつ

会長 坂元 均



総会以来3ヶ月が経過しましたが、新役員の皆さん、そして会員の皆様の御協力により会務が計画どおりに推移している事に心からお礼を申し上げます。

地球全体の温暖化がいわれ
る中、今年の夏はこの残暑も含めて格別の厳しさを感じるものであります。昨年度は災害の多い年でしたが、今年もアメリカ、ルイジアナ州ニューオーリンズに上陸したこの世のものとは思えないあの台風「カトリーナ」をはじめ、関東地方をおそった台風12号、それと今日、九州沿岸を北上して行った台風14号など先行きの不安は尽きないものであります。

目を少し逸らしますと9.11アメリカでのテロ事件は4年前のことでしたが、今年は9.11衆院総選挙が迫っております。この会報がお手元に届くころには、将来を託す国政の大勢が決しているものですが、郵政問題を初めとして年金、財政赤字、税制、高齢者福祉対策、少子化、特に差し迫った団塊世代の退職の問題など短期的解決が期待されない中、私たち調査士にとっても多大な変革が余儀なくされています。

御承知のとおり平成16年度は多くの法律が改正された年でありましたが、本年度はその実施の年であります。

- ① 不動産登記法改正〔平成16年6月18日〕
- ② ADR(裁判外紛争解決手続)基本法制定〔平成16年12月1日〕
- ③ 不動産登記法一部改正〔平成17年4月13日〕 筆界特定制度の制定
- ④ 土地家屋調査士法改正(3条業務に筆界特

定申請業務と裁判外紛争解決手続の業務の関係追加)

これらの改正法の施行日は、一年以内(ADR法は2年6ヶ月)であり、すでに実施されている不動産登記法に続き、平成18年度中には全て実施されます。

正にこの2年間は、「やる」年であると認識し、役員一丸となってその対策をまとめているところであります。

会の運営には多くの課題があります。その全ての課題を同時に処理する事はできませんが、次の事についてはどうしても成し遂げなければなりません。

① 筆界特定制度に対する調査士としての業務の確立

この制度の中での筆界調査委員の業務も重要ですが、調査士として申請手続きの代理人としての役割が大事であり、能力が試されると同時にこれまで以上に調査士業務が拡大されたことを理解して頂きたい。

② 裁判外紛争解決手続(ADR)の業務確立

私たち調査士は、この厳しい社会情勢の中で果たして「勝ち組」として生き残っているのでしょうか。あるいはその中に慣れてきているのではないかと危惧されています。方向性としては連合会をはじめ政治連盟の並々ならぬご努力、議員連盟の先生方のお力添えにより生き残っていける道筋は見えてきているようにも思われますが、これを確かなものとするには、このADRが会員に理解され、我が事として実施できるかどうかにかかっていると言っても過言ではありません。ADRを持たない団体は社会的に認められないとまで言わ

れてきました。調査士が特別な資格者の団体として、今後もその必要性が認められ、生き残って行くには業務を通じて国民への社会貢献が求められます。このADRこそ、その1つの道であると認識するものであります。

業務計画として平成18年夏には総会の議決を得て「(仮称)境界問題相談センターかごしま」の立上げを計画しています。現在、弁護士会のご協力の内諾を得ており、その実現に向けて準備委員、担当者が日夜頑張っているところです。今後、皆様のご理解とご協力をお願いする事となります。

③ 研修会の実施

イ. 筆界特定特別講座の実施

本年6月から希望者による筆界特定研修講座を月1回、日曜日に実施しており、毎回60人以上の参加者があり好評を得ています。前回は講師として弁護士による「調査士業務の倫理」についての講義でした。

ロ. 第2回目の全体会員研修会は、11月28日に「民間型裁判外紛争解決手続に期待されるもの及び今後の裁判制度について」と題して鹿児島地方裁判所の裁判官に講演していただくことに決定しております。

ハ. 会員の業務改善と調査・測量実施要領の研修

その他、これまでの会務報告、今後に向けての決定についてお話したい事が多くありますが紙面の都合もありますので以下2つの事についてご報告させていただき、ご挨拶とさせていただきます。

その1つは、連合会の新会長に松岡直武先生が選任され、現在、激務に励んでおられます。松岡会長は、8月には2回以上鹿児島に見えられました。選挙関係の用事を済まされた後、当会役員(常任理事)と親しく情報交換会に参加していた

だき、懇親を深めることができました。この中で会員から1つの提案がされました。それは現在頭を痛めている「戸籍謄本等職務上請求用紙」の取り扱いについての改善策の提言で、請求用紙をやめ、磁気カード(ICカードを含む)による身分証明書を発行して戸籍謄本等の交付を受ける内容です。松岡会長から早速連合会への提言として上げるように要請があり、提出致しました。

その2つは、本年度連合会総会において元副会長の弥栄健一先生が、法務大臣表彰を受けられ過日その祝賀会が錦江高原ホテルで行われました。御参加された皆様には厚く御礼申し上げます。

地図整備(一筆地对査)作業及び法第14条地図作成作業に携わっておられる会員、協会社員の皆様には、大変ご苦勞をおかけしてるところであります。

過多とも思える情報の中からの的確なものを把握され、会に対する建設的なご意見等を頂けましたら幸であります。

終わりに各位のご健勝とご繁栄を祈念申し上げます。